

橋本市告示第 112 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により認可した地縁による団体「西畑区」から、同条第 11 項の規定により、次のとおり告示された事項に変更があった旨届出があったので、同条第 10 項の規定によりこれを告示する。

令和 6 年 4 月 24 日

橋本市長 平木 哲朗

記

変更があった告示事項及びその内容

1 代表者の氏名、住所及び変更年月日等

(変更前) 栗林 忠弘 橋本市西畑 1 0 0

退任年月日 令和 6 年 3 月 3 1 日

(変更後) 尾崎 修一 橋本市西畑 4 5 3

就任年月日 令和 6 年 4 月 1 日